

『校本萬葉集』再検討

村田 隆太郎

一、はじめに

『校本萬葉集』は、佐佐木信綱・橋本進吉・武田祐吉らによって製作された『萬葉集』の校本であり、寛永版本を底本としている。一九九五年版は正編・増補・新增補の全一八巻に加え、別冊として廣瀬本の影印三冊から構成されており、その首巻には編纂の経緯や諸本解説、『萬葉集』の研究史や使用上の注意事項などが記載されている。その中でも、『校本萬葉集』を使用する上で特に留意せねばならない内容として、「校異を出さざる異体字並に通用字の表」がある。ここには、諸本間で異なる字が用いられていても、異同として掲げない字の組合せが列挙されており、異体字研究を行う際に参照すべき史料の一つとして挙げられる。しかし、『校本萬葉集』が最初に刊行された大正一三年（一九二四）から九〇年以上が経過した現在、異体字を含めた漢字の字体研究も進展を見せている中で、この「校異を出さざる異体字並に通用字の表」についても再度検討を加えることが必要なのではないだろうか。現在の水準で「校異を出さざる異体字並に通用字の表」を観たとき、どのような事実が浮かび上がるのか。また、その事実を検討

する中でどのようなことが更に見えてくるのか。この二点を問題意識として据えながら、『校本萬葉集』の「校異を出さざる異体字並に通用字の表」を眺めることとする。

今回はこの「校異を出さざる異体字並に通用字の表」に登場する字の組合せのうち、「麿」字と「麻呂」とを取りあげる。詳しくは後述するが、この組合せは明らかに「異体字」の組合せでもなく、また「通用字」の組合せでもない。まず、この組合せがこの「校異を出さざる異体字並に通用字の表」に登場すること自体が異質であるといえる。そこで、まずは「異体字」ならびに「通用字」という術語の定義を改めて確認し、「麿」と「麻呂」の組合せがこのどちらにも該当しないことを確認する。その後、各写本がこの組合せに登場する文字たちをどのように使用しているかを調査し、一考察を加える。

二、「異体字」ならびに「通用字」

「校異を出さざる異体字並に通用字の表」は、異体字・通用字が存在する五八七字をまず画数順に掲出し、各々の文字に対する

異体字・通用字をその掲出字の下に列挙している。編纂にあたっては、以下のような方針で行われた(注1)。

元來諸本の比較に於て問題となるのは、文字の異同であつて、これは同字か別字かといふ事である。たとひ字體や字形に相違があつても、音も意義も同じく、その用法にも何等の相違なく、通はし用ゐてよいものと當時の人々が考へて居たと認められるものは、之を同字と判断すべきである。又、普通の文字と多少字形が異なるものがあつても、前後の用例からみて、筆者の筆癖であつて普通の文字と異らなないと認められるものも、亦同然である。

ここからは、「校異を出さざる異体字並に通用字の表」の編纂にあつて、どのような文字を「異体字」ないし「通用字」と呼称したかが見えてくる。漢字音・漢字義・その用法が同じである字どうしについては、その字形や字体の差異を捨象して、同じ字であると捉えてよいとしている点を踏まえると、漢字音・漢字義・その用法がこれらを考えるうえでの視点であると編纂者たちは捉えていたことになる。たしかに、これらの視点が重要であることは言を俟たない。しかし、「校異を出さざる異体字並に通用字の表」の編纂方針で示されている視点は、あくまでも「異体字」の説明に留まることになる。杉本つとむは、「異体字」の定義の中で以下のように述べている(注2)。

同じ文字体系として、認定できるその文字概念(同一文字概念)に対応する構造を持つ場合、その漢字は幾種類かの変体(バリ

アント)として存在することが可能であり許容される。これを異体字という。これらのうちもつとも一般的に認容されており、一つの本源を充足させる構造字体をもつ漢字を正体と考える。これに対してその他のものを異体字と呼ぶ。したがつて、本質的には正体には發生の根源が原則としてそなわつており、異体はそれを二次的に添・削により、また他の類推などの方法で字形変化を与えたものである。(傍点原文)

ここで杉本がいう「その文字概念(同一文字概念)」に対応するものが、「校異を出さざる異体字並に通用字の表」の編纂方針に見える「音」や「意義」、「その用法」であろう。たとえば「峯」字であれば、「山」と「夆」という造字成分を有し、「ホウ」という音を持ち、「山のみね」という意義を持つために、「峰」字の概念に対応する構造があるということになるのだろう。このとき、「峰」字の変体(バリアント)として、「峯」字があるということになる。つまり、正体(注3)である「峰」字に対して、異体字として「峯」字が存在するのである。ただ、実際には点画の増減はあるうが、正体である字の偏旁冠脚の配置を上下左右に変更することによつて成立する異体関係も存在する(注4)ので、偏旁冠脚といった造字成分も「その文字概念(同一文字概念)」の一部であるだろう。やや話題が逸れたが、要するに「校異を出さざる異体字並に通用字の表」の編纂方針として挙げられているものは、杉本のいう「異体字」の説明でしかなく、「通用字」の説明は十分になされていないのである。先に挙げた編纂方針のなかでは、確かに「通はし用ゐる」という文言があるため、「通用字」についての説明をしているように一見すると思われるが、現在の「通用字」の定義はここに

あるような交換可能性というだけにあるということでは決してない。まず、中国において「通用」（通仮）とは、ある漢字についてそれと同音ないし類音である別の漢字を当てて用いることを呼ぶ。有名な例として、先秦や漢代における「蚤」字がある。『孟子』離婁下に「蚤起、施從良人之所」という一文があるが、ここでの「蚤」字は「虫のノミ」を指すのではなく、「早」字と同義の漢字として用いられている。ここで「蚤」が「早」と同じ意味で使用されているのは、この二字が同音であることに原因を求めることができ。換言すれば、「はやい」という概念を表す漢字として「早」字があるにも拘わらず、同音あるいは類音であるということと「蚤」字を用いているのである。これに加え、日本においては、日本漢字音どうしの類似によって生じる通用や、字形類似によってもたらされる通用も存在している（注5）。現在であれば、このような点を鑑みて「通用字」という術語は用いられているため、右の内容にも言及する必要がある。たしかに、「通用字」は杉本の挙げる「異体字」という概念の一部であることは揺るがないため、「校異を出さざる異体字並に通用字の表」の編纂方針に示されている内容では直ちに問題があるというわけではないもの、仮に「通はし用ぬ」の部分のみを抽出して「通用」と呼んでしまっているのならば、単なる異体関係との区別が見られなくなってしまう、現在でも適切であるとはいえないだろう。

ここまで、「異体字」ならびに「通用字」の、現段階における定義を確認した。これらを踏まえると、「校異を出さざる異体字並に通用字の表」においては、実に様々な異体字、通用字が並んでいることに気付く。異体字であれば、「京」字と「京」字のように、正体に対して一部の点画が増減することによって異体字が成立す

るものや、「略」字と「畧」字のように正体の偏旁冠脚を移動させることで異体字となるもの、「條」字と「条」字のように、正体の一部分を省略することによって異体関係を生じているものなどが見られる。また、「通用字」であれば、西本願寺本における「年」字と「羊」字などが挙げられている。このように見てくると、「麿」字と「麻呂」の組合せが異質であることに気付く。そもそも、「異体字」や「通用字」というのは、漢字一字どうしの関係性である。一字に対して二字が組み合わされていることがまず異質なのである。もちろん、「麿」字における「麻」と「呂」という造字成分は、「麻呂」の一字ずつであり、「麻呂」という概念に対応するものではあるだろう。しかし、飽くまでも「麻呂」は漢字二字の熟語であり、単字ではない。単字どうしの関係性を説明している「異体字」や「通用字」に分類するのは多少無理がある。

とはいえ、この「麿」字と「麻呂」との関係性を説明する術語が存在しないわけではない。それが「合字」語である。「合字」とは、通常二字の漢字で表記される語や形態素を、その二字を合成した一字の漢字で書き表すことを言う。「堅魚」を合字した結果としての「鯉」字や、「久米」の合字である「粲」は現代でも一般的に使用されている（注6）。今回の「麿」字と「麻呂」についても、「麻呂」の合字としての「麿」字という関係であると捉えるのが一般的な理解であると考えられるだろう（注7）。このような理解は、『校本萬葉集』のなかでも明確になされていた（注8）。

合字は麿と麻呂の如き別字とならぬものは出さなかつたが、白水と泉、刀自と眉の如き、別字とも解せられ又は別字に誤られる虞あるものはすべて出した。

つまり、合字の結果として、既に存在する漢字と同型衝突を起こしかねない文字に関しては異同を示したが、その可能性がない文字については「校異を出さざる異体字並に通用字の表」にまじめたということである。そして、そのような作業を経た結果、同型衝突を起こしていない合字として該当したのが「麿」字のみであったのだろう。たった一字しか存在しなかったというために、「合字」という文字を標題に挿入することが憚られたというのは、邪推であろうか。そもそも、先述するとおり、「麻呂」は単字ではない。「麿と麻呂の如き別字」という箇所は、「麻呂」という二字をさも単字と同列に扱っている点において、明らかに違和感を抱かざるを得ない。

以上、「異体字」や「通用字」の定義を確認しながら、「麿」字と「麻呂」がそのいずれにも該当しない「合字」の関係にあることを取りあげた。今後、新規に『校本萬葉集』のような本が刊行されるならば、この「校異を出さざる異体字並に通用字の表」に関しては、「異体・通用字並に同型衝突を生じない合字の表」などと改称するのが妥当であろう。

三、各写本における「麿」字ならびに「麻呂」

ここまで、「校異を出さざる異体字並に通用字の表」に現れる「麿」字と「麻呂」の組合せについて、「異体字」や「通用字」の定義を確認した上で、これがどちらにも該当せず、「麻呂」の合字の結果「麿」字が誕生したことについて触れた。では、『校本萬葉集』で異同が示されていないこの「麿」字と「麻呂」は、『萬葉集』の写本ではどのくらい出現する文字（ないし文字列）なのだろう

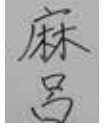
か。今回は、以下の写本について調査を行った。

- (一) 桂本（古点本）…『日本名筆選二七 桂本万葉集』（二玄社、一九九四年）
- (二) 元暦校本（次点本）…『元暦校本萬葉集』（勉誠社、一九八六年）
- (三) 金澤本（次点本）…『復刻日本古典文学館 萬葉集 金澤本』（日本古典文学刊行会、一九七三年）
- (四) 類聚古集（次点本）…『類聚古集』（臨川書店、一九七四年）
- (五) 廣瀬本（次点本）…『校本萬葉集 別冊一〜三』（岩波書店、一九九四年）
- (六) 神宮文庫本（新点本）…『古典資料類従1 神宮文庫本 万葉集』（勉誠社、一九七七年）
- (七) 西本願寺本（新点本）…『西本願寺本萬葉集（普及版）』（主婦の友社発行、おうふう、一九九三年）
- (八) 京都大学本（新点本）…京都大学附属図書館所蔵 近衛文庫本萬葉集

(<http://ceb.kulib.kyoto-u.ac.jp/exhibit/k61/k61cont.html>)

まず、『萬葉集総索引』において「麿」を含むものとして立項されている歌について、これらの写本から当該文字列を抜粋、調査した。なお、合字の状態にあるか、分字の状態にあるかについては、「麻」字における第三画目に該当するはらいの長さと、他の字と比較した際の文字サイズで判断した。以下に、写本に現れる具体例をそれぞれ臨模したものを挙げながら説明する。

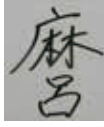
(パターンA) ..



(パターンB) ..

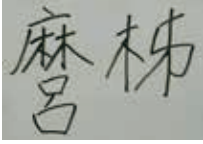


(パターンC) ..

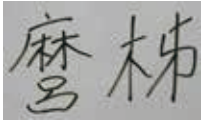


まず、「麻」字における第三画目のはらいの長さに関しては、下の「呂」字に掛かるか否かで判断をした。パターンAであれば、「呂」字にはらいが掛かっていないため、分字の状態であると分かる。一方、パターンBならば、「呂」字を覆うように第三画目が書記されているため、合字であると判断できる。これらに対して、パターンCのように「呂」字には掛かっていない状態のものが、合字ないし分字の判断が下しかねる。そのような場合、他の字との文字サイズ比較によってこれを判断した。

(パターンD) ..



(パターンE) ..



パターンDにおいては「栲」よりも「麻呂」のサイズが大きく、一字分以上の紙幅を使用しているため、分字であるとした。一方、

パターンEのように、単字の「栲」と同じまたは近似したサイズである場合には、単字化していると判断して、合字であるとした。ただし、画数や紙のどの位置に書記された文字であるかによっても文字のサイズは変化するため、最終的に判断不可能とした文字（ないし文字列）も多く見られた。以上のような基準で合字と分字とを判断し、全ての巻について写本ごとにまとめたのが、次に挙げる表1である。

【表1】『萬葉集』における「麻呂」の合字率ないし分字率

	柱	元暦 校本	金澤	類聚 古集	廣瀬	神宮 文庫	西本 願寺	京都 大学
全文字数	8	150	23	221	254	260	261	261
全合字数	0	98	10	120	105	229	240	152
全分字数	7	43	13	68	83	6	19	92
全判断不可能 字数	1	7	0	13	55	22	0	14
全準分字数	8	50	13	81	138	28	19	106
全誤字数	0	2	0	20	11	3	2	3
全合字率(%)	0	65.33	43.48	54.3	41.34	88.08	91.95	58.24
全分字率(%)	87.5	28.67	56.52	30.77	32.68	2.31	7.28	35.25
全準分字率 (%)	100	33.33	56.52	36.65	54.33	10.77	7.28	40.61

「全文字数」は、当該写本における全ての「麿」字と「麻呂」の数の合計を示している。『萬葉集総索引』によると、「マロ」という語は『萬葉集』中に二六一例存在するが、それぞれの写本の残存状況によって、当然「全文字数」も変化している。また、全ての「麿」字の数の合計を「全合字数」、全ての「麻呂」の数の合計を「全分字数」、判断が不可能であった文字列の数の合計を「全判断不可能数」で表している。ここでいう、「準分字」とは、判断不可能であった文字列を、仮に分字であるとして計算したものである。つまり、分字数と判断不可能数の合計となっている。これらを、「全文字数」で割った結果を小数点第三位で四捨五入した後パーセントを求め、それぞれの文字（ないし文字列）がどれほど含まれているかを算出した。なお、各写本には「人麻呂」を「人丸」、「駿河麿」を「駿河丸」とするような「誤字」も含まれているため、「全合字数」と「全準分字数」を合計しても一〇〇%にはならないことに留意されたい。

まずは、大部分が欠損してしまっている桂本・金澤本を除く全ての写本について合字率が分字率を上回っていることが窺える。仙覚本系統最古である西本願寺本の九一・九五%が最も高く、続いて仙覚本系統のうち寛元本の系統である神宮文庫本の八八・〇八%となっている。仙覚文永本系統の京都大学本も五七・八五%となっており、類聚古集や廣瀬本よりも高い数値となっている。総じて、新点本系統の方が次点本系統よりも合字率が高くなっていることが分かる。ただ、廣瀬本の書写時期が江戸中期の天明元年（一七八二）であることを踏まえると、京都大学本・廣瀬本と近世書写の写本においてはそれ以前の新点本に比して合字率は高

くない。むしろ、現存最古の写本である桂本がほぼ全て分字の「麻呂」で表記されていることを踏まえると、次第に分字された「麻呂」という元の文字列に回帰する動きすら感じ取れるだろう。また、それぞれの歌ごとに見ていくと、西本願寺本のかかなり徹底した合字使用の意識によって、どの写本でも全て合字で書かれているものは多く見られるが、ほぼ全てが分字で表記されているものは次に挙げる二例のみであった。

A 麻呂の歌一首

古の賢しき人の遊びけむ 吉野の川原 見れど飽かぬかも

右、柿本朝臣人麻呂が歌集に出づ。

（巻九・一七二五番歌）

B 妻の和ふる歌一首

松反りしひてあれやは 三栗の中上り来ぬ 麻呂等言八子

右の二首、柿本朝臣人麻呂が歌の中に出づ。

（巻九・一七八三番歌）

A歌として挙げた巻九・一七二五番歌の題詞「麻呂の歌一首」については、廣瀬本が判断不可能であり、元暦校本はこの歌が残存していなかったものの、その他の写本については全て分字で表記されていた。一方で、左注の「柿本朝臣人麻呂」については、廣瀬本・神宮文庫本が合字で表記しており、題詞と左注での使用率の差異が浮き彫りとなった。これは、「柿本朝臣人麻呂」という

文字列において「麻呂」は合字で書かれやすいことがまずは関連する。巻四・四九六番歌題詞や五〇一番歌題詞、巻七・一〇九四番歌左注に関しては、六本すべての写本において合字である「麿」字で表記がなされ、全八〇例中二〇例は六本中五本において合字での表記がされていた。このように、「人麻呂」ではなく「人麿」と表記されることが多い文字列として「柿本朝臣人麻呂」は存在するが、一方で題詞「麻呂の歌一首」も特異である。「マロ」という語は基本的に名詞などに下接して、主に男性の人名を構成する語素として知られる。先述した「柿本朝臣人麻呂」の他、「高橋連虫麻呂」や「田辺福麻呂」など、『萬葉集』にも用例は多い。しかし、この題詞は、左注で柿本朝臣人麻呂歌集の歌であると言われているとはいえず、「マロ」が単独で用いられている唯一の例である。上に名詞などが附属していないために、合字せずに「麻呂」のままて書記されたと考えることはできないだろうか。これは、B歌として挙げた「妻の和ふる歌一首」に関しても同様である。こちらは、B歌が残存していない桂本・金澤本・類聚古集、合字か分字か判断しかねる廣瀬本を除いて、全ての写本が分字にて書記されており、第五句目の「麻呂」も何かが上接するわけではなく、単独で用いられていた。A歌と状況がほぼ一致する例である。A・B歌を通して、名詞などに下接しない「麻呂」は、分字で表記されやすいことが見えてきた。

さて、ここまでは写本全体を見渡したうえで特筆すべき点を記してきたが、ここで西本願寺本について触れる。この西本願寺本は、「麿」字ないし「麻呂」については全体の合字率が最も高く、判断不可能性を孕む文字列が存在しないという特徴を持つ写本であるが、そんな西本願寺本も若干であるが分字である「麻呂」を

用いて表記している箇所が存在する。それが、一六七三番歌左注以外の巻九全々と、巻一二の全てである。つまり、巻九と巻一二に、西本願寺本における「麻呂」の分字表記が集中していると言える。この点を考えるにあたり、二つの可能性が想定できる。すなわち、巻九や巻一二を編纂するに当たったの原資料がそもそも分字表記を採用しており、西本願寺本の編纂者もそれに従ったという可能性が存在するだろう。一方、西本願寺本の編纂者の問題として把握するということも十分に可能である。まず前者の可能性であるが、巻一二に含まれる「麿」字ないし「麻呂」は全て「柿本朝臣人麻呂が歌集」（柿本朝臣人麻呂之歌集）のかたちで現れており、巻九にもこの歌集の名前は登場する。ただ、問題となる巻々の前後にもこの「柿本朝臣人麻呂が歌集」の名が見え、これらは全て合字で記されている。仮に、「柿本朝臣人麻呂が歌集」の原表記が合字ないし分字のいずれかで固定されており、編纂者がそれに忠実に書記したとすれば、このような状況にはなっていないかっただろう。このように考えると、なぜこの巻九・巻一二が他の巻々とは異なる表記を採用したかについて、原資料の表記形態が関与した可能性は薄い（注9）。では、編纂者の可能性はどうだろうか。一般に、西本願寺本は現存最古の『萬葉集』完本であり、仙覚系の写本のうち文永本系統に属することが知られているが、この写本は巻一から巻一〇まで一筆、巻一一と巻一三から巻一六まで一筆、巻一七から巻二〇まで一筆、巻一二で一筆であると言われている（注10）。つまり、西本願寺本の成立には、少なくとも四人の人間の書記行為が関わっているのである。これを踏まえると、巻一二の表記が他の巻とは異なることについては諒解されるであろう。編纂者が異なれば、その表記形態が異なるのも無理は

ないことである。一方で、巻九については巻一から巻一〇までと同じ人間による編纂であるのにも拘わらず、前後の巻々と合字／分字の表記形態が変化しているのである。これを、編纂者の心持ちの変化という、偶然的事象に帰結させないとすると、巻九も巻一二同様に、巻一から巻八、そして巻一〇を編纂した人間とは異なる誰かの手を介していると考えることはできないだろうか。当然、この調査だけでは推論の域を出るものではないが、可能性の一つとして捉えることはできるだろう。西本願寺本におけるその他の文字・表記の事象の考察と合わせて、今後も調査を継続してさらに明らかにしていくべき課題である。

四、その他の合字・分字の問題

ここまで述べてきたように、合字に分類される文字のうち、唯一「校異を出さざる異体字並に通用字の表」に登場するものが「麿」字と「麻呂」の組合せであった。これは、合字の結果として誕生した字が、別の漢字と同型衝突を生じていない例であった。一方、『校本萬葉集』の首巻においては、合字の結果として別の漢字と同型衝突を起こしている合字についても記述がなされていた。それが「刀自」と「眉」字、「白水郎」と「泉郎」のそれぞれの組合せである。ここでは、これらの組合せも「麿」字と「麻呂」の組合せと同様に、八つの写本について調査を行い、写本別の状況を整理したうえで、一考察を加える。

まず「刀自」と「眉」字の組合せである。「刀自」の語は『萬葉集』に一四例見られ、「マロ」と同様に、「母刀自」や「我が子の刀自」のように何らかの名詞などが上接する形で用いられている。「刀自」

の合字率・分字率の調査の結果を、次の表2に示す。

【表2】『萬葉集』における「刀自」の合字率ないし分字率

	桂	元暦 校本	金澤	類聚 古集	廣瀬	神宮 文庫	西本 願寺	京都 大学
文字数	0	10	1	11	14	14	14	14
合字数	0	1	0	3	3	2	2	2
分字数	0	9	1	6	10	12	12	12
判読不可能 字数	0	0	0	1	0	0	0	0
誤字数	0	0	0	1	1	0	0	0
合字率(%)	0	10	0	27.27	21.43	14.29	14.29	14.29
分字率(%)	0	90	100	54.55	71.43	85.71	85.71	85.71

表における分類については、表1とほぼ同じであるが、「判読不可能字」に関しては、類聚古集において、写本の状態によって判読不可であった文字があることを指す。よって、「準分字」となる文字列は見受けられず、その項目を立てていないことを予め断っておく。

まず、全体の状況を概観すると、「刀自」を含む歌が全く見られない桂本を除いて全ての写本において、分字率の方が高いということが見える。金澤本のように、一例中一例という場合も存在するが、一四例全ての用例が確認できた新点本系統では、分字率が全て八五%を上回っている。また、「力自」といった誤字を含む類聚古集や廣瀬本においても、分字率が合字率の約二倍以上という結果になっている。やはり、「刀自」が合字されると、別字との同型衝突の可能性があることを、書記者も意識していたのだろうか。一方、合字によって表記されている場合については、ある歌について次点本系統のみで合字が行われているケースと、次点本・新点本ともに合字されているケースの二つの場合が存在する。前者・後者ともに、歌を挙げつつ、どのような状況になっているかを確認する。

まず、次点本系統の中でのみ合字が行われているのは、次に挙げるC歌である。

C 大伴坂上郎女、跡見の庄より、宅に留まれる女子大嬢に
賜ふ歌一首

常世にと 我が行かなくに 小金門に もの悲しらに
思へりし 吾兒乃刀自緒 ぬばたまの 夜昼といはず
思ふにし 我が身は瘦せぬ 嘆くにし 袖さへ濡れぬ
かくばかり もとなし恋ひば 故郷に この月ごろも
ありかつましじ

(巻四・七二三番歌)

元暦校本においては「眉」字に傍訓「とし」が、類聚古集にお

いては「眉」字に傍訓「とし」が、廣瀬本においては「貞」字に傍訓「トジ」がそれぞれ記されている。「刀自」が合字される際、「刀」字の二画目の払いが長く書かれ、「尸」に類似することによって、「眉」字や「貞」字、「貞」字に酷似した字形となるのだろう。『大漢和辞典』によると、「眉」字は目のまゆや老人、ふちなどの字義を、「貞」字はつとめるさまや寝息といった字義を持つ字であり、和語「トジ」の意味に当てはまるものではない。よって、合字の結果生じた漢字が、元々存在する別の漢字と同型衝突を起こしていると考えられる。なお、「眉」字に関しては、『校本萬葉集』の編纂方針に掲げられている通り、合字の結果として同型衝突を起こしていることが確認できる。ただし、新点本以降では合字された字形から、分字された「刀自」という文字列に戻っている。このC歌のような例が存在する一方で、次点本・新点本ともに合字で表記されている例が存在する。

D 香島ねの 机の島の しただみを い拾ひ持ち来て 石

もち つつき破り 速川に 洗ひ濯ぎ 辛塩に ごとと
もみ 高坏に盛り 机に立てて 母にあへつや 目豆兒
乃刀自 父にあへつや 身女兒乃刀自

(巻一六・三八八〇番歌)

「刀自」の合字は二度登場するが、ともに類聚古集、廣瀬本は「眉」字で無訓、神宮文庫本は「貞」字で傍訓「マケ」、西本願寺本、京都大学本は「貞」字で傍訓「マケ」であった。このC歌の

例とD歌の例で決定的な相違は、次点本の段階における傍訓の存在であろう。C歌においては、合字の結果として「厩」字や「厩」字、「眞」字と同型衝突を生じているものの、傍訓として「とし」「トジ」などが存したために、新点本系統では合字する前の「刀自」という表記への回帰が可能であったと考えられる。一方、D歌のケースにおいては、「刀自」の合字の結果として「厩」字や「眞」字、「眞」字と同型衝突を生じたものの、次点本系統では傍訓が存在しなかったために、新点本系統の写本でもこれらの字を訓むことが不可能であった。そのため、神宮文庫本では、合字された結果として生じた「眞」字の字訓である「マケ」を傍訓として採用したのである。そして、それが規範的になってしまった結果なのか、西本願寺本や京都大学本でも、「眞」字の元々の漢字義とはかけ離れた「マケ」という傍訓が附されてしまったのであろうと推測できる。改めて、『萬葉集』の写本編纂の際に、表記と傍訓とが渾然一体となって把握されるものではなく、ある程度の結びつきを持ちながらも、どちらかに誤りが認められる場合には書き写す段階での訂正が加えられ、誤りでない場合、ないし誤りかどうかの判断がつかない場合には、そのまま書き写されるという過程が浮き彫りになったのではないだろうか。特に、表記の過誤の場合は、古点本以来の伝統ある表記のかたちに回帰するように、本文を書き写す作業が行われていたのではないか。今回のケースであれば、新点本系統は分字されている「刀自」という表記を旨指し、同型衝突を生じた合字から本来の「刀自」表記へと校訂しようという態度が見て取れるだろう。

同様に、前代の古写本を書き写す際に、批判的に本文の表記や傍訓を見つめ、古来の表記形態に忠実であらうとした写本の態度

を明らかにしているのが、「白水郎」と「泉郎」の組合せである。「白水郎」は『萬葉集』中では「アマ」と訓まれ、漁業を生業にしている者を称する際に用いられる。なお、小島憲之氏は、文字列「白水郎」と訓「アマ」の結びつきについて、現在の浙江省に存在した地方名である白水郷の漁民たちが有名であり、そのような漁業によって生活を立てている者を口頭語で「白水郎」と称したゆえに、表記と訓とが結合すると述べている(注11)。つまり、「白水」は地域の名称を指している固有名詞であり、合字されて単字となった「泉」ではそのような字義を持たないことは言を俟たない。こちらも、合字によって生じた漢字と、元々存在する漢字とが同型衝突を起こした例として教えることができる。このような前提を確認した上で、今回は「白水郎」と「泉郎」の組合せを調査する。この「白水郎」または「泉郎」で表記される用例は、『萬葉集総索引』によれば全二〇例を数え、「アマブネ」や「アマフトメ」のような複合語になる際には全く用いられないという特徴がある。そのような「白水郎」であるが、写本における合字率・分字率は次頁に掲げる表3のようになっている。

【表2】『萬葉集』における「白水郎」の合字率ないし分字率

	桂	元暦校本	金澤	類聚古集	廣瀬	神宮文庫	西本願寺	京都大学
文字数	0	10	0	19	19	20	20	20
合字数	0	0	0	2	4	1	1	0
分字数	0	10	0	15	14	17	19	20
判断不可能字数	0	0	0	1	0	2	0	0
準分字数	0	10	0	16	14	19	19	20
誤字数	0	0	0	3	5	1	1	0
合字率(%)	0	0	0	10.53	21.05	5	5	0
分字率(%)	0	100	0	78.95	73.68	85	95	100
準分字率(%)	0	100	0	84.21	73.68	95	95	100

「白水郎」に関して、「磨」字と「麻呂」の組合せを調査した際と同様の基準で合字か分字かの判断を行った。そのため、「白」字と「水」字の間隔や、他の字とのサイズ比較を行ってもなお合字か分字か判断しかねた字を「判断不可能字」として挙げた。その「判断不可能字」を仮に分字の状態にあるとした際の分字の数を

を「準分字数」とし、この「準分字」についても、「合字数」や「分字数」と同様に、全体に占める割合を算出した。

まず、全体を概観すれば、分字率の方が圧倒的に高いことがうかがえる。「白水郎」を含む歌が残存していない桂本や金澤本を除いて、全ての写本で分字の方が多い数を示している。特に、次点本である元暦校本と、新点本である京都大学本に関しては、合字された用例が全く見受けられなかった。同じく新点本である西本願寺本においては、巻三・二五二番歌が合字のかたちで表記されている他、巻一・二六二番歌に「泉郎 古本」との貼紙が本文「白水郎」の右に存在したが、本文のみで考えれば元暦校本や京都大学本に次いで、ほとんどが分字された状態であらわれていたことになる。

ここで、この「白水郎」ないし「泉郎」の組合せを新点本系統において眺めたとき、ある顕著な傾向が見えてくる。新点本系統においては、写本の年代が新しくなるにつれて、合字の使用率が上がっているのである。合字とは、漢文訓読の際に用いられるものであり、二字ないし三字以上の文字列がひとまとまりであることを示す符号であり（注12）、それらを音で訓む際にはそれぞれの字間の中心に傍線を附し、訓で訓む際にはそれぞれの字間の左に傍線を附すことになっている。音で訓む場合の合字を音合符、訓で訓む場合の合字を訓合符と呼称しているが、ここではその合字の使用率と写本の年代順が符合しているのである。神宮文庫本においては、訓合符が一例、音合符が二例と計三例であったのが、西本願寺本になると訓合符が一六例、京都大学本では訓合符が一八例見られ、新しい写本の方に移るに従って合符が多く含まれているという結果に気付く。これは、訓合符を附すことによって、「泉

郎」ではなく「白水郎」であるということを示す狙いがあるだろう。これらの合符は、編纂者によって附されたものもあれば、後に附されたものもあるだろうが、いずれにしても「白水郎」という従来の表記形態に立ち返ろうとする写本の姿が見えることに差異はない。これらの合符が、新点本系統の中で年代を追うことに増えていくのは、より「白水郎」という本来の表記のかたちに復することを志向していることをその背景として求められないだろうか。以上見てきたとおり、「白水郎」と「泉郎」の組合せに関しても、「刀自」と「眉」字の組合せのごとく、本文が批判的に見つめられ、書き写す段階やそれを手にして読んだ段階で、元々の表記を見据えて合符による分字という形態の明確化がなされていたのであった。

五、おわりに

以上、『校本萬葉集』のうち「校異を出さざる異体字並に通用字の表」に端を発し、「麿」字と「麻呂」の組合せについて検討するなかで、「校異を出さざる異体字並に通用字の表」自体の抱える問題と、西本願寺本の編纂過程に関する仮設を打ち立てることができた。また、同じく合字であるとされている「刀自」と「眉」字の組合せを各写本で検討した結果、傍訓の有無によって新点本での校訂に差が見られることを見出し、『萬葉集』を書き写す過程での改変についての指摘を行った。同様の視点から、「白水郎」と「泉郎」の組合せも写本における検討をし、合符の増加を手がかりにして写本編纂の姿勢を見てきた。様々な方向に関心を向けたため、支離滅裂な箇所も多いだろうが、改めて『萬葉集』とその写本の

在り方について、『校本萬葉集』をも視野に入れて、編纂者の問題やその編纂姿勢なども含めて、多角的に検討が出来たと考える。今後は、写本の本数を増やし、『萬葉集』とその写本の問題について広く考究を続けるとともに、西本願寺本・巻九の編者の問題など、それぞれの写本の孕む論点についても、考察を継続させる所存である。

注

(1) 佐佐木信綱編集代表『校本萬葉集 一』(岩波書店、一九三二年六月)一五頁

(2) 杉本つとむ「異体字とは何か」(桜楓社、一九七八年一二月)九頁

(3) 「正体」という語は、顔元孫が著した『干祿字書』の記述による。この字書は、『唐韻』の韻目に準拠して漢字を並べ、それぞれについて「正体」「俗体」「通体」の別を記載している。当時の科挙試験において、日常的に用いられる「俗体」や、簡素な公用文のみ用いられる「通体」は使用できず、根拠のある正式な字体である「正体」で答案を記すことが求められたために、各々の漢字について「正体」を示すことがこの字書の大きな役割であった。

(4) 「峰」字と「峯」字、「裏」字と「裡」字のように、その偏旁冠脚の位置が変化したのみの異体字のことを動用字と呼んでいる。

(5) 中国における「通用」の定義や、日本的「通用」の概念に関しては、高橋忠彦・高橋久子「漢字表記から見た「色葉字」の性格」(高橋忠彦・高橋久子・古辞書研究会編『いろは分類体辞

書の総合的研究』(武蔵野書院、二〇一六年一〇月) 八三七〜八四九頁)を参考にした。

(6) 注5に同じ。また、「合字」とは反対に、通常漢字一字で表記される語や形態素を、その字を分離した二字で書き表すことを「分字」という。たとえば「米」の分字である「八木」は、石清水文書や『小右記』などの多くの文書類に登場している。

(7) 佐藤稔によれば、「麻呂」の合字である「曆」は、『萬葉集』だけでなく、奈良時代の正倉院文書にも用例を見られるという(佐藤稔「造字法」(前田富祺・野村雅昭編『朝倉漢字講座Ⅰ 漢字と日本語』(朝倉書店、二〇〇五年三月) 一三五〜一三九頁)。

(8) 注1に同じ。

(9) 編纂にあたって、原表記の表記が影響を及ぼした可能性は皆無ではなからう。殊に巻九に関してはその可能性が残されている。

原田貞義氏によれば、巻九は柿本人麻呂や笠金村、田辺福麻呂、高橋虫麻呂らの歌集に採録された歌々のうち、題詞や詠者を欠くもの、異伝が存するものが主に収載されたという(原田貞義「歌巻の落穂——万葉集巻九の形成——」(『北海道大学国語国文研究』第七二号、一九八四年八月)。また、仙覚の本文校訂に関して、巻一・二に限ってのことであるが、従来の多くの写本における本文情報から意識的に選択を行ったのである、と小川靖彦氏は述べている(小川靖彦「仙覚の本文校訂——『萬葉集』巻第一・巻第二の本文校訂を通じて——」(『青山語文』第四二号、二〇一二年三月)。これらの先学の研究成果から考えると、西本願寺本の編纂に当たった仙覚が、特に本文の歌意と表記との間に懸隔の見られないものは、柿本人麻呂や笠金村といった歌人の歌集や、非仙覚本系統の次点本における原表記

を忠実に書写した可能性も否めない。

(10) 前掲注1『校本萬葉集一』三二五頁

(11) 小島憲之『上代日本文学与中国文学 中』(塙書房、一九六四年三月) 八四九〜八五五頁

(12) 小林芳規「訓点における合符の變遷」(『訓点語と訓点資料』第六二号、一九七九年三月、一二六〜一四四頁)を参考にした。

(むらた・りゅうたろう／東京学芸大学大学院修士課程)